千葉市公告第８７２号

亥鼻公園集会所の指定管理者の募集

千葉市都市公園条例（昭和３４年千葉市条例第２０号）第３２条第１項の規定により、亥鼻公園集会所の指定管理者を次のとおり公募しますので、千葉市都市公園条例施行規則（昭和３４年千葉市規則第４号）第１９条の規定により公告します。

令和７年１１月１４日

千葉市長　神　谷　俊　一

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在他

（１）施設の名称　　亥鼻公園集会所

（２）施設の所在地　　千葉市中央区亥鼻１丁目６番

２　指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

千葉市都市公園条例及び千葉市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、市長が別に定めるところによる。

３　指定管理者に施設の管理を行わせる期間（指定期間）

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

４　指定申請に必要な書類の内容

（１）有料公園施設等指定管理者指定申請書

（２）指定期間に属する各年度における亥鼻公園集会所の管理に関する事業計画書及び収支予算書

（３）指定申請の日の属する事業年度の前３事業年度における計算書類等。ただし、成立の日から３事業年度を経過していない場合は、成立後全ての計算書類等及び成立の日における貸借対照表又は財産目録

（４）定款、規約その他これらに類する書類及び成立に登記を要する法人等にあっては、当該法人等の登記事項証明書

（５）役員（代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）の名簿

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

５　指定申請を受け付ける期間及び指定申請関係書類の提出先

（１）指定申請を受け付ける期間

ア　期間

令和７年１２月８日から令和７年１２月１５日まで。ただし、千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）第１条第１項に規定する休日を除く。

イ　時間

午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで

（２）指定申請関係書類の提出方法及び提出先

ア　提出方法　　持参、または郵送による

イ　提出先

千葉市中央区千葉港１番１号　千葉市役所高層棟４階

千葉市都市局公園緑地部公園管理課

６　前各項に規定するもののほか、詳細は、募集要項による。

７　募集要項の配布方法

次の千葉市ホームページアドレス上で配布する。

http://www.city.chiba.jp/toshi/koenryokuchi/kanri/inohana_koubo_r7.html

８　問い合わせ先

千葉市都市局公園緑地部公園管理課

電話　０４３－２４５－５７７７